

◆ 令和 5 年度に予定されている制度改正等について

1. 督促手数料の廃止について（令和 5 年 4 月～）

- ・令和 5 年 4 月から、地方税共通納税システムが利用できる税目の拡充に伴い、全国の金融機関で納税が可能となるほか、納期限を超えた納付書の受付が行われるようになります。従来、納期限を超えた場合は、督促手数料（70 円）を含む納付書の作成が必要となり、納税者が一定期間支払うことができない状況が生じていましたが、督促手数料が不要になれば、当初発送された納付書での納付が可能となります。
- ・長岡京市では、納税者の利便性向上と納税機会の拡大を目的とし、令和 5 年 4 月から市税の督促手数料を廃止することになりました。これに伴い、税に類似する保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）についても同時に廃止とするため、「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による一括改正が 3 月議会に上程されます。（施行期日 令和 5 年 4 月 1 日）

（長岡京市国民健康保険条例の一部改正）

第 2 条 長岡京市国民健康保険条例（昭和 52 年長岡京市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 25 条 削除	<p>（保険料の督促手数料）</p> <p>第 25 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、70 円とする。</p>

2. 出産する被保険者の保険料免除制度の創設について（令和 6 年 1 月～）

- ・社会保障審議会・医療保険部会において、子育て世帯の負担軽減のため、市町村国保に加入する被保険者の産前産後期間相当分の保険料を免除し、出産時の経済的負担を軽減する措置を新たに講じる方針が示されました。免除措置は、対象者の均等割と所得割の 4 ヶ月分とする方向で検討が進められており、令和 5 年度の税制改正大綱等に反映させ、医療保険制度改革関連法案に盛り込んだ上で、令和 6 年 1 月 1 日施行を目指すとされています。
- ・国民年金の産前産後保険料免除制度は、死産・流産・早産を含め妊娠 85 日（4 ヶ月）以上の出産を対象に、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 ヶ月間（多胎妊娠の場合は 3 ヶ月前から 6 ヶ月間）とされており、国保においても他制度の状況を踏まえつつ、制度設計が行われる予定です。

### 3. 窓口支援システムの導入について（令和5年2月～）

- ・市役所1期庁舎の供用開始にあたり、市役所窓口での「書く」「待つ」を減らすため、窓口支援システムが導入されます。具体的には、市民課窓口での手続きの際、本人確認書類（運転免許書やマイナンバーカード）を提示すると、スキャナで読み取り、必要事項（氏名・住所・生年月日）が記載された書類が作成されます。その後、手続きが必要な他課の窓口では、市民課でお渡しする「案内票」を提示することで、職員が基本情報を印字した各種申請書を作成します。これにより、市役所窓口でありがちな「何度も書く」ことや「長時間待つ」ことの解消が期待されています。
- ・窓口支援システムが搭載されるのは、(1階)市民課、(2階)国民健康保険課、高齢介護課、医療年金課、税務課、(3階)健康づくり推進課、子育て支援課、障がい福祉課で、対象となるのは、転入・転出・転居の他、各課窓口での各種申請手続きです。
- ・国民健康保険課では、窓口支援システム導入にあたり、搭載する各種申請書様式について、制度改正等に基づき、給付申請書に「公金受取口座の利用」を追記するほか、出産育児一時金の児の氏名欄を削除する見直しを行っています。

## ◆コロナ関連施策について

### 1. 傷病手当金

年 度	件 数	金 額
R2	2 件	100,054 円
R3	8 件	340,451 円
R4	48 件	1,382,436 円

(令和4年度は令和4年12月末現在)

### 2. 減免制度

年度	財政支援分		市独自分		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
R2	285 件	56,717,000 円	56 件	8,746,100 円	341 件	65,463,100 円
R3	173 件	29,349,100 円	12 件	892,200 円	185 件	30,241,300 円
R4	101 件	17,370,800 円	18 件	3,627,400 円	119 件	20,998,200 円

(令和4年度は令和4年12月末現在)